［参考］手続きの流れ

令和８年9月１７日（木）募集開始

応募　公募参加希望者
→淀川河川事務所　管理課

①　応募書類の提出
・応募様式［ 別紙－１～３ ］
⇒持参、郵送、メール、FAXにより申し込み

応募に関する質問書の締め切り
令和８年１０月１日(木)１７時

応募の締切り
令和８年１０月１５日(木)１７時

必要書類の送付

審査・決定・通知　淀川河川事務所　管理課
→公募参加希望者

②　採取者の決定・通知
⇒メールにて通知

審査・決定
令和８年１０月１６日(金)
～令和８年１０月２３日(金)
決定通知
令和８年１０月２８日(水)
（めやす）　より順次

必要書類送付　淀川河川事務所　管理課
→公募参加希望者

③　申請必要書類の送付
・伐採箇所をお知らせをします。
⇒メールにて通知

決定通知後　順次

許可手続き　伐採実施者
→
淀川河川事務所
ＡＢ.は毛馬出張所
CD.は高槻出張所
E.は伏見出張所
F.は木津川出張所
G.は桂川出張所

④　河川法 25 条許可手続き
・許可申請書［甲］［乙の３］
・伐採作業計画書［ 別紙－ ３ ］
⇒持参、 郵送、メールにより提出

河川法の申請
～ 令和８年１１月１２日(木)　17時まで

許可書発行　淀川河川事務所
ＡＢ.は毛馬出張所
CD.は高槻出張所
E.は伏見出張所
F.は木津川出張所→　伐採実施者
G.は桂川出張所

⑤　許可書の送付
・伐採許可書及び車両進入許可証（プレート）を郵送

許可書の送付
令和８年１１月１３日(金)
～ 令和８年１１月２７日(金)（めやす）

着手届・作業工程の提出　伐採実施者
→
淀川河川事務所
ＡＢ.は毛馬出張所
CD.は高槻出張所
E.は伏見出張所
F.は木津川出張所
G.は桂川出張所

⑥　着手届・作業工程の提出
・着手届［ 別紙－ ４ ］
・作業工程［任意様式］
⇒持参、 郵送、メールにより提出

許可書受領後　採取作業着手前までに

伐採　伐採実施者

⑦　伐採採取作業の実施

採取期間
令和８年１２月８日(火)
～ 令和９年６月３０日(水)

作業終了次第　完了届出提出

完了届提出・アンケート　伐採実施者
→
淀川河川事務所
ＡＢ.は毛馬出張所
CD.は高槻出張所
E.は伏見出張所
F.は木津川出張所
G.は桂川出張所

⑧　完了届・アンケートの提出
・ 完了届［ 別紙－ ５ ］ の提出
・ アンケート［ 別紙－ ６ ］の提出
・ 車両進入許可証（ プレート） の返却
⇒ 郵送、メール、持参により提出

作業完了後速やかに